

西尾市業務継続計画（BCP）

令和6年4月修正



目 次

第1章	西尾市業務継続計画の基本的な考え方	1
1	西尾市業務継続計画策定の趣旨と目的	1
2	BCP導入の効果	1
3	BCPと地域防災計画の違い	3
4	BCPの基本方針	4
5	計画の発動と終結	4
第2章	計画の前提となる被害想定等	6
1	市全体の被害想定	6
2	市の業務継続に与える影響	10
第3章	非常時優先業務	17
1	非常時優先業務の考え方	17
2	非常時優先業務の実施方針	17
3	災害応急対策における経過時間別目標	18
4	非常時優先業務の選定及び優先基準	21
5	非常時優先業務	22
第4章	非常時優先業務実施のための体制	23
1	職員の勤務体制に対する考え方	23
2	職員の参集体制	23
3	安否確認と参集可能職員の把握	24
第5章	非常時優先業務執行のための環境	25
1	庁内各種情報システムの維持、復旧	25
2	通信手段の確保と情報収集・発信	25
3	資機材等の確保	28
4	電力・燃料の確保	28
5	受援体制の整備	28
第6章	今後の取り組み	30
1	研修・訓練の実施	30
2	計画の見直し	30

第1章 西尾市業務継続計画の基本的な考え方

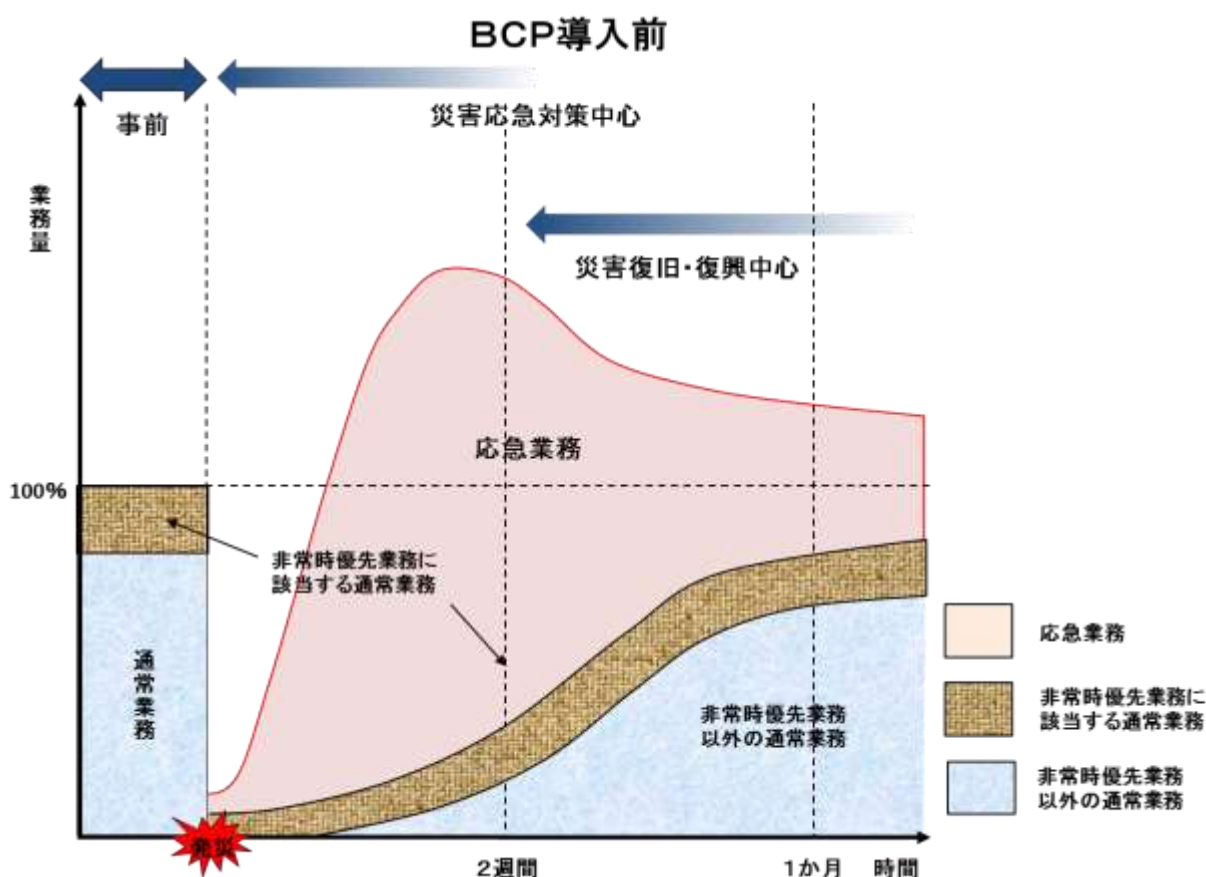
1 西尾市業務継続計画策定の趣旨と目的

平成26年5月、愛知県防災会議において、南海トラフ地震の被害想定の見直しが行われ、本市の被害は、県内で最も深刻なものになると予測された。このような大規模な地震・津波が発生した場合、市内全域で人的・物的被害が生じるとともに、行政機能の低下が予測される。人員・物資・情報・ライフラインが制約された状況下において、行政機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を守ることは、市としての責務であり、そのためには、災害応急対策業務を行いつつ、通常業務をいち早く再開することが重要な課題となっている。

このような観点から、事前に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めるとともに、優先的に取り組むべき非常時優先業務や業務開始目標時間等を明確にすることにより、行政機能の継続性の確保と業務継続力向上及び早期の災害復旧・復興を実現することを目的として業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を策定する。

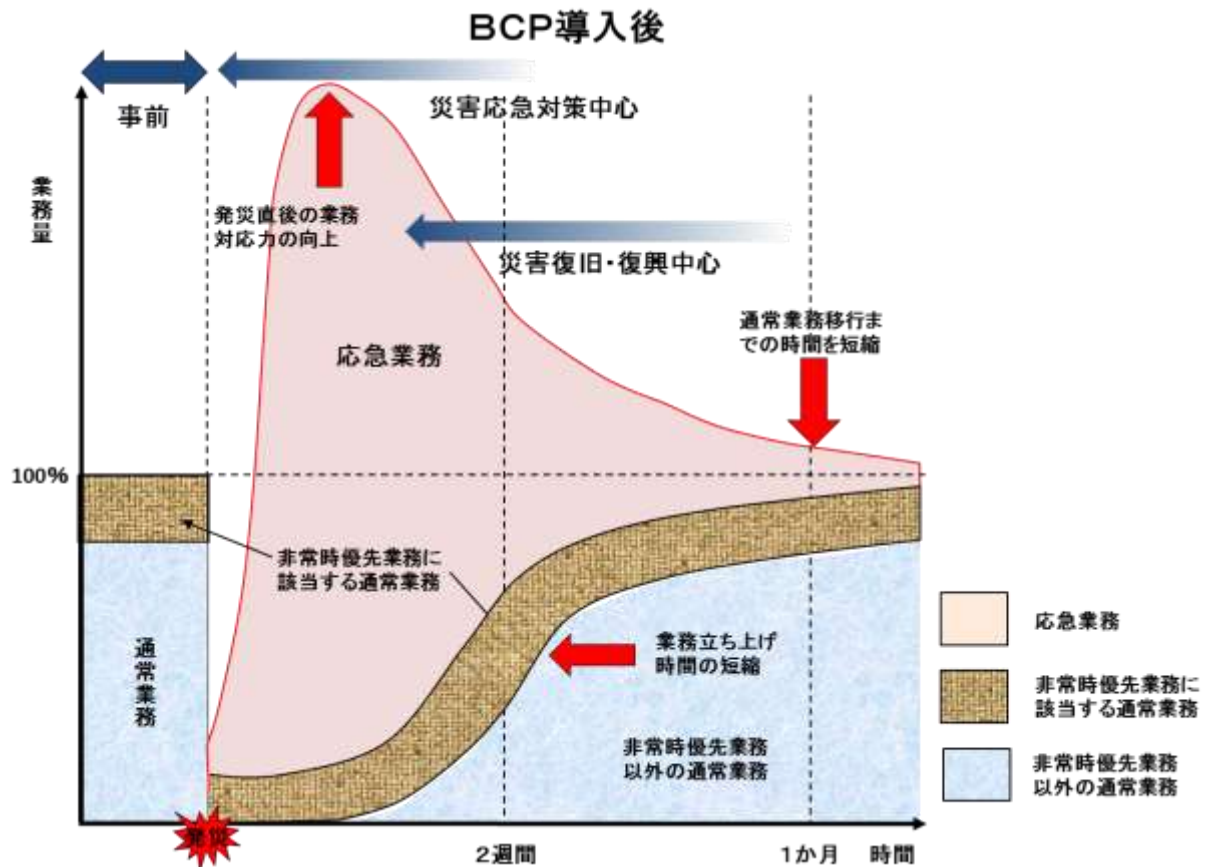
2 BCP導入の効果

大規模災害が発生した場合、応急対応的に行うべき業務が増大し、通常業務が一旦中断する可能性が高い。BCPを策定していない場合では、多数ある応急業務及び通常業務の中からどの業務を優先的に実施するかをその場で判断しなければならず、対応が後手に回ることとなり、業務効率の低下及び行政サービスの質の低下を招いてしまう。



一方、BCPを策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、次の効果が期待できる。

- ・ 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、業務の迅速な再開が可能となる。
- ・ 休止・抑制せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務執行態勢を迅速に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することができる。



また、BCP策定により、次の副次的な効果も期待できる。

- ・ 平常時から災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、防災力を強化することが可能となる。
- ・ 市の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- ・ 最も大きな災害被害を想定したBCPを策定することにより、他の自然災害への対応が可能となる。

3 BCPと地域防災計画の違い

BCPは、市役所や職員自身が大規模災害で被災したことを前提としており、行政機能が低下し、利用できる資源に制約がある状況下において、市が行うべき非常時優先業務を継続し、早期復旧するために必要な資源の確保・配分等の必要な対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画である。

一方、「西尾市地域防災計画」は災害対策基本法第42条の規定に基づき、西尾市防災会議が策定する法定計画であって、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、災害の予防・応急対策及び復旧に関し、連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

BCPと地域防災計画の比較

	BCP	地 域 防 災 計 画
位置づけ	防災計画の細部計画及び通常業務の復旧のための実行計画	震災対策に関する基本的かつ総合的な性格を有する計画
策 定	防災監会議	西尾市防災会議
対 象	・ 本市	・ 本市 ・ 防災関係機関等 (県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設、自衛隊等) ・ 事業者 ・ 市民
計画期間	発災から1か月間	予防～応急対策、復旧
視 点	・ 行政自体にも甚大な被害があることを前提としている。 ・ 実施する業務を絞り込む。 ・ 業務の着手目標時間やレベル等をあらかじめ定める。	・ 行政自体の被害は明確に想定されていない。 ・ 対策を漏れなく記載している。 ・ 実施する業務の手順等は発災後に決めていく。
内 容	・ BCPの基本的な考え方 ・ 計画の前提となる被害想定等 ・ 非常時優先業務 ・ 非常時優先業務実施のための体制 ・ 非常時優先業務執行のための環境 ・ 今後の取組み	・ 災害予防 ・ 災害応急対策 ・ 災害復旧

4 BCPの基本方針

(1) 基本方針

南海トラフ地震などの、市民等及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、BCPを策定、実施する。

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市民生活や経済活動機能の維持、早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な態勢(体制)をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

(2) 対応方針

業務継続のための必要な態勢として、以下の対応方針に基づき非常時優先業務を実施する。

- ① 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、災害応急対策業務は最優先で実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

5 計画の発動と終結

(1) 発動要件

ア 本市で震度6弱以上の揺れを観測したとき、本計画を自動発動する。

イ 本市で震度5強以下の揺れを観測したときは、被害状況に応じ、災害対策本部長が必要と判断した場合に発動する。

(2) 発動権限者等

大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切な意思決定のため、あらかじめ以下のとおり発動権限者等の代行順序を定める。

ア 災害対策本部長の職務代理者の順序

災害対策本部長	本部長	市長
	第1順位	副市長（防災監）
	第2順位	教育長
	第3順位	危機管理局長
	第4順位	消防長

イ 各対策部・班のＢＣＰ決定権限順位

各対策部長	対策部長 部長、局長 第１順位 次長（次長の配置のない部局は課長） ※以降は各対策部で定める。
各対策班長	対策班長 課長 第１順位 主幹（副主幹） 第２順位 課長補佐 ※以降は各対策班で定める。

※部長・班長が勤務地に参集できない状況下では、連絡が取れ次第指示を仰ぐことが可能な場合であっても、権限を委任する。

(3) 計画の終結

災害対策本部長が、災害応急対策をおおむね完了したと認めた時に、本計画を終結するものとする。

(4) 計画の発動及び終結の周知

ＢＣＰを発動又は終結した場合は、防災行政無線、市ホームページ、ＳＮＳ（Facebook、X（旧 Twitter）、西尾市 LINE 公式アカウント）、報道機関などを通じて市民に広く周知するものとする。

第2章 計画の前提となる被害想定等

1 市全体の被害想定

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震では、東海地震、東南海地震及び南海地震が想定されている。また、内陸型地震では、深溝断層及び横須賀断層を始め、本市周辺に存在する活断層による地震が想定される。

本計画では、これまで被害想定が公表されてきた地震の中で、最も大きな被害を及ぼすと予想される「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の「理論上最大想定モデル」を被害想定とする。

なお、「理論上最大想定モデル」において、被害想定がされていない一部の結果については、「過去地震最大モデル」を使用する。

(1) 想定条件

想定地震

東海地震・東南海地震・南海地震連動

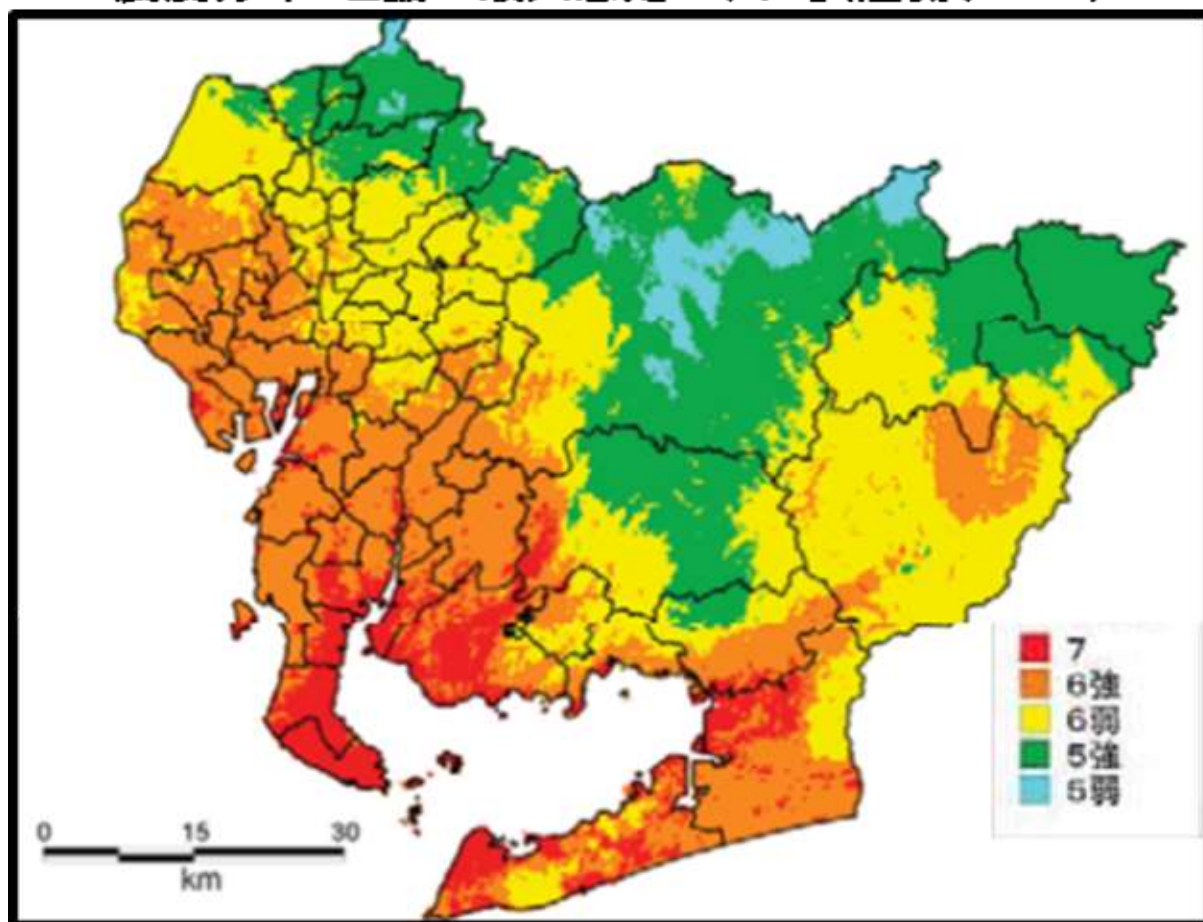
ア 地震規模

マグニチュード 9.0

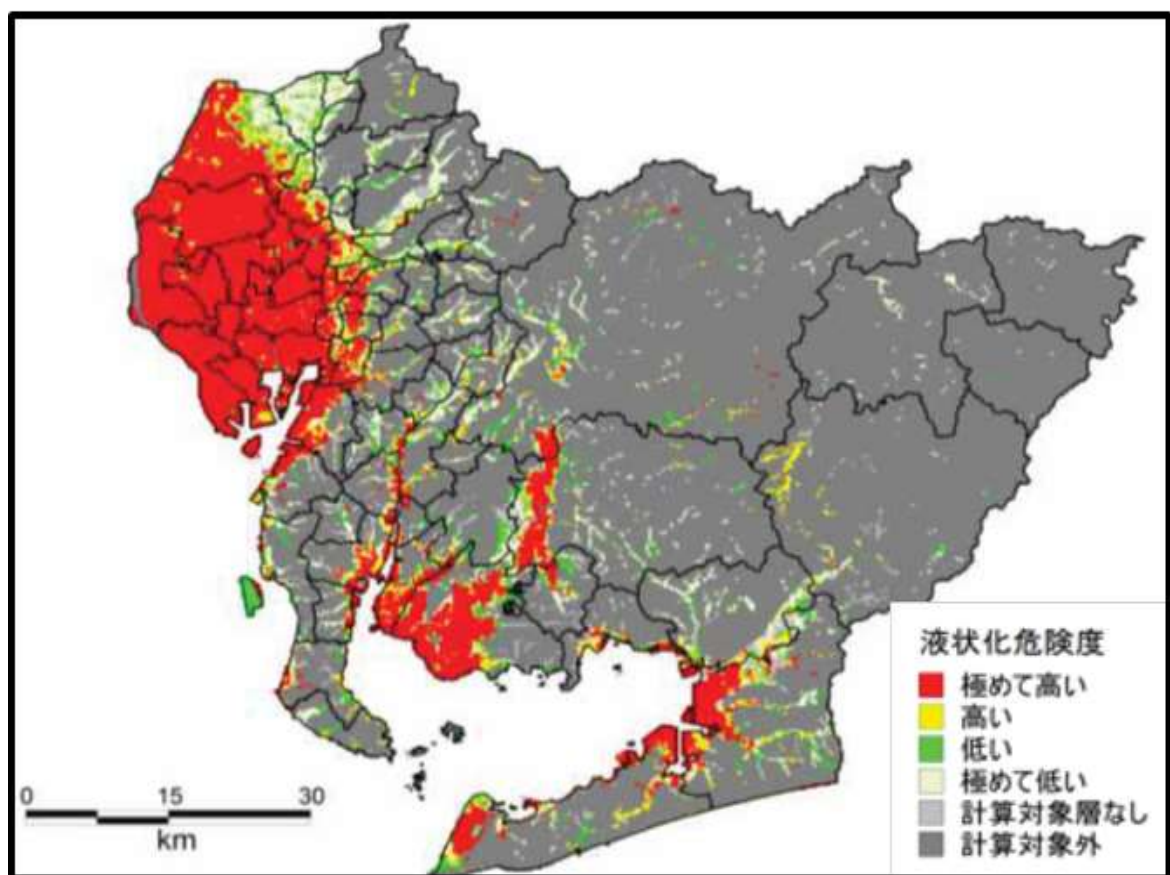
イ 津波規模

マグニチュード 9.1

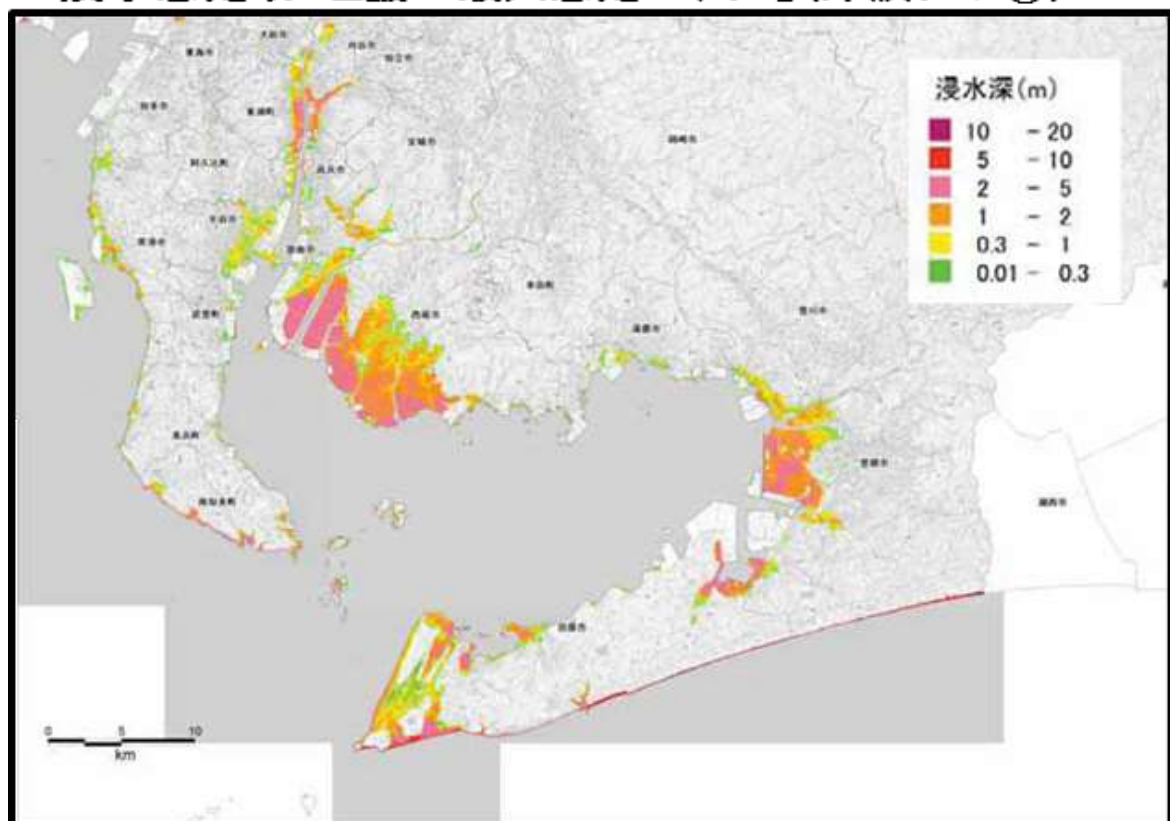
震度分布「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)



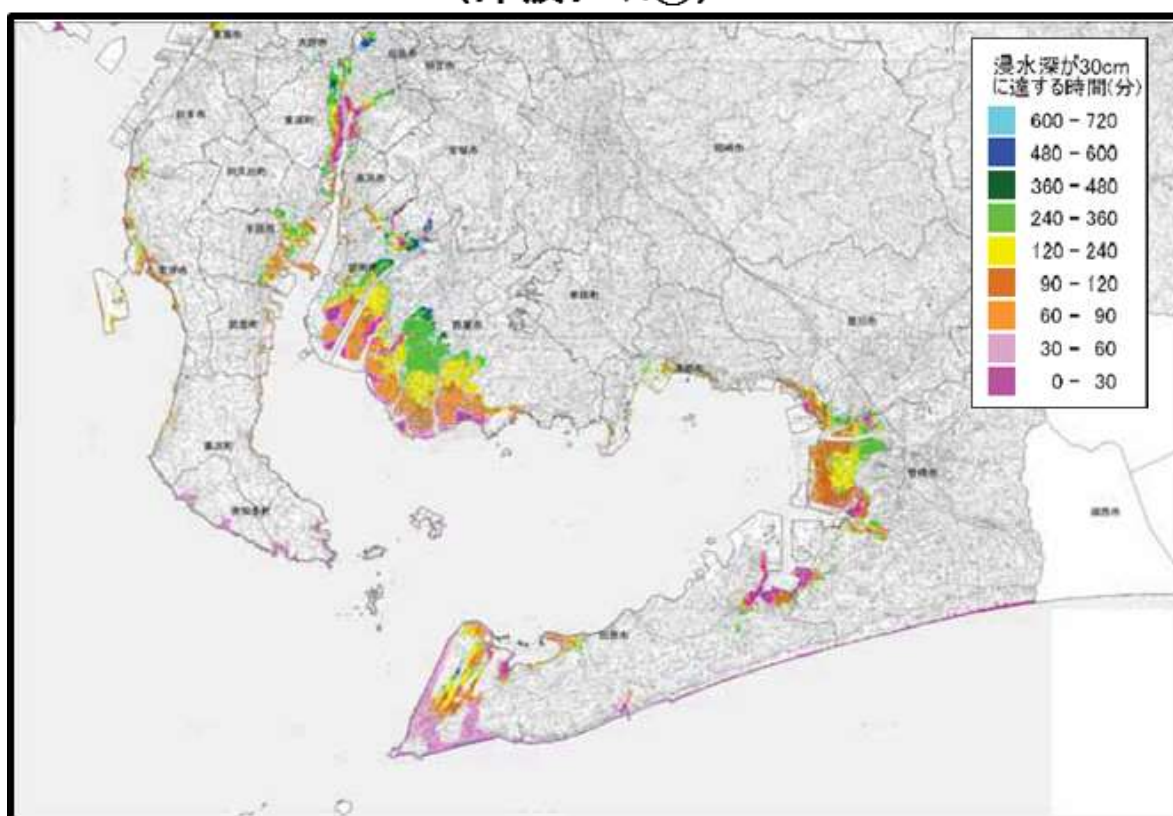
液状化危険度分布「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)



浸水想定域「理論上最大想定モデル」(津波ケース①)



浸水深が30cmに達する時間「理論上最大想定モデル」 (津波ケース①)



(2) 市域の被害想定

県全体で被害が最大となる条件において、本市の被害想定は以下のとおり。

ア 被害の概要

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース、津波ケース①)	
最大震度	7
最大津波高	5.6m(佐久島)
津波到達時間(最短)	39分(佐久島)※津波高30cm
浸水面積	5,147ha ※浸水深1cm以上

イ 被害量の想定結果

(7) 建物被害(全焼・全壊棟数)

■条件：冬の夕方18時発災

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース、津波ケース⑦)	
揺れ	約24,000棟
液状化	約400棟
浸水・津波	約1,100棟
急傾斜地崩壊等	約30棟
火災	約5,400棟
合計	約31,000棟

※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(イ) 人的被害（死者数）

■条件：冬の深夜５時発災、早期避難率が低い場合（陸側ケース）

「理論上最大想定モデル」（陸側ケース、津波ケース①）			
建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	約 1, 4 0 0 人	（約 9 0 人）
浸水・津波	（うち自力脱出困難）	約 1, 6 0 0 人	（約 9 0 0 人）
	（うち逃げ遅れ）		（約 7 0 0 人）
急傾斜地崩壊等		0 人	
火災		約 2 0 0 人	
合計		約 3, 2 0 0 人	

(ロ) ライフライン被害

■条件：発災１日後、冬の夕方１８時発災

「過去地震最大モデル」	
上水道（断水人口）	約 1 6 1, 0 0 0 人
下水道（機能支障人口）	約 8 0, 0 0 0 人
電力（停電軒数）	約 7 0, 0 0 0 軒
固定電話（不通回線数）	約 2 3, 0 0 0 回線
携帯電話（停波基地局率）	8 3 %
都市ガス（復旧対象戸数）	約 7 0 0 戸
L P ガス（機能支障世帯数）	約 2 2, 0 0 0 世帯

(ハ) 避難者・帰宅困難者

■条件：冬の夕方１８時発災（避難者数）、昼の１２時発災（帰宅困難者数）

「過去地震最大モデル」		
避難者数	発災１日後	約 7 0, 0 0 0 人
	発災１週間後	約 7 7, 0 0 0 人
	発災１か月後	約 1 0 3, 0 0 0 人
帰宅困難者数		約 9, 2 0 0 ～ 1 1, 0 0 0 人

(ニ) 災害廃棄物等

■条件：冬の夕方１８時発災

「過去地震最大モデル」	
災害廃棄物等	約 2, 9 0 6 （千トン）

2 市の業務継続に与える影響

(1) 公共施設の被害想定

災害対策本部となる本庁舎、その代替施設である消防本部、また地区対策班である各支所の被害想定については、次のとおりとした。

なお、一色支所及び吉良支所については、津波浸水想定区域であるが、浸水がなかった場合は地区対策班として使用できることから記載した。

災害対策本部及び代替施設の被害想定

項目	本庁舎〔災害対策本部〕	消防本部庁舎〔代替施設〕
構造上の被害	発生しない	発生しない
電力	停電する (一部非常用電源設備により電力を供給)	停電する (一部非常用電源設備により電力を供給)
電話	ほとんど通話不能	ほとんど通話不能
通信	○同報系無線（親局） 被害は発生しない (発電機により 7 2 時間運用可能)	○同報系無線（遠隔制御装置） 被害は発生しない (非常用電源設備により電力を供給)
	○移動系無線（親局） 被害は発生しない (発電機により 7 2 時間運用可能)	○移動系無線（半固定局） 被害は発生しない (バッテリーにより 2 4 時間運用可能)
	○衛星携帯電話 被害は発生しない (バッテリーにより 2 6 時間運用可能)	○衛星携帯電話 被害は発生しない (バッテリーにより 3 0 時間運用可能)
	○庁舎内サーバー 被害は発生しない (発電機により 7 2 時間運用可能)	○庁舎内サーバー 被害は発生しない (発電機により 2 6 時間運用可能)
上水道	水道水使用不可	水道水使用不可
下水道	下水道使用可 地下タンク（遮断弁有）により 1 7 t 使用可能	下水道使用不可
備考	発災時には、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、天井板、照明器具の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測される。日中に大規模な地震があった場合、庁内の訪問者などにも負傷者が出る可能性がある。また、エレベーターが停止した場合は、内部に閉じ込められる人も発生する。一方で、空調設備は自動停止する。	

地区対策班の被害想定

項目	一色支所庁舎 〔地区対策班〕	吉良支所庁舎 (きら市民交流センター) 〔地区対策班〕	幡豆支所庁舎 〔地区対策班〕
構造上の被害	発生しない	発生しない	発生しない
電力	停電する (一部非常用電源設備により電力を供給)	停電する (一部非常用電源設備により電力を供給)	停電する (一部非常用電源設備により電力を供給)
電話	ほとんど通話不能	ほとんど通話不能	ほとんど通話不能
通信	○同報系無線(遠隔制御装置) 非常用電源設備により電力を供給	○同報系無線(遠隔制御装置) 非常用電源設備により電力を供給	○同報系無線(遠隔制御装置) 非常用電源設備により電力を供給
	○移動系無線(半固定局) 被害は発生しない (バッテリーにより24時間運用可能)	○移動系無線(半固定局) 被害は発生しない (バッテリーにより24時間運用可能)	○移動系無線(半固定局) 被害は発生しない (バッテリーにより24時間運用可能)
	○衛星携帯電話 被害は発生しない (バッテリーにより26時間運用可能)	○衛星携帯電話 被害は発生しない (バッテリーにより26時間運用可能)	○衛星携帯電話 被害は発生しない (バッテリーにより26時間運用可能)
	○支所ルータ・スイッチ 被害は発生しない (発電機により運用可能)	○支所ルータ・スイッチ 被害は発生しない (発電機により運用可能)	○支所ルータ・スイッチ 被害は発生しない (発電機により運用可能)
上水道	水道水使用不可	水道水使用不可	水道水使用不可
下水道	下水道使用不可	下水道使用不可	下水道使用不可
備考	発災時には、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、天井板、照明器具の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測される。日中に大規模な地震があった場合、庁内の訪問者などにも負傷者が出る可能性がある。また、エレベーターが停止した場合は、内部に閉じ込められる人も発生する。一方で、空調設備は自動停止する。		

【参考：庁舎等の概要】

災害対策本部及び代替施設

項目		本庁舎〔災害対策本部〕	消防本部庁舎〔代替施設〕
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模		地上7階 地下1階	3階
床面積		18,283.90㎡	3,196.71㎡
非常用電源	種別	ディーゼル発電装置1基	ディーゼル発電装置1基
	容量	361kVA	65kVA
	燃料タンク	21,950L A重油	390L 軽油
	稼働時間	72h	26.2h
	無停電 電源装置 稼働時間	3～5秒	7秒
	非常用 電源設置 コンセント	赤色コンセントのみ使用可能	赤色コンセントのみ使用可能 1階52箇所 2階20箇所 3階6箇所
	電気使用 可能区域	庁舎全域	1階：事務室・車庫・防災センター・ 食堂・通信指令室・機械室・ 通信待機室 2階：事務室・消防長室・会議室・ 研修室・印刷室 3階：大会議室・小会議室

地区対策班

項目		一色支所 〔地区対策班〕	吉良支所 (きら市民交流センター) 〔地区対策班〕	幡豆支所 〔地区対策班〕
構造		鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	鉄骨鉄筋 コンクリート造
規模		3階	2階	3階
床面積		4, 584. 54㎡	2, 388. 66㎡	2, 724. 67㎡
非常用電源	種別	ディーゼル 発電装置 2基	ディーゼル 発電装置 1基	ディーゼル 発電装置 1基
	容量	43kVA/ 150kVA	60kVA	90kVA
	燃料タンク	198L/190L 軽油	1, 950L A重油	190L 軽油
	稼働時間	18. 7h/ 16. 0h	121. 8h	8. 2h
	無停電 電源装置 稼働時間	なし	なし	なし
	非常用 電源設置 コンセント	赤色コンセント 利用可能	赤色コンセント 利用可能	・支所 地下8箇所 1階9箇所 ・幡豆分署 車庫35箇所 2階10箇所
	電気使用 可能区域	一色町公民館（一色支所 含む）全体	災害対策室、吉良支所	地下、1階、2階、消防 車庫

(2) インフラ復旧状況の想定

項 目	想定復旧期間	被害予測調査結果 (過去地震最大モデルによる被害想定)
電 力	1 週間程度	直 後：約 8 9 % 4 日後：約 1 % 1 週間後：約 1 %
上水道	4 週間程度	直 後：約 9 5 % 1 週間後：約 5 2 % 1 か月後：約 8 %
下水道	3 週間程度	1 日後：約 6 0 % (直後は 1 8 %) 1 週間後：約 1 0 % 1 か月後：約 1 %
通 信 (固定電話)	1 週間程度	直 後：約 8 9 % 1 週間後：約 2 % 1 か月後：約 2 %
通 信 (携帯電話)	1 週間程度	1 日後：約 8 1 % (直後は 2 %) 4 日後：約 3 % 1 週間後：約 2 %
ガ ス (都市ガス)	2 週間程度	直 後：約 9 % 1 日後：約 9 % 1 週間後：約 7 %
ガ ス (L P ガス)	1 週間程度	直後：約 1 6 %

(3) 職員参集の想定

ア 職員参集の前提条件

地域防災計画上、「地震等発生により勤務先に参集できない場合は、最寄りの支所に参集」することとなっているが、本計画では、巨大地震・津波により相当地域の浸水が予想されることから、職員の参集先を原則次のとおりとする。

対 象 職 員	参集先	備 考
本庁職員(避難所配置職員を除く)	本庁舎	
一色・吉良支所、佐久島振興課、 こども給食センター職員		勤務先が津波浸水想定区域であるため、本庁舎に参集 ※津波警報・大津波警報の発表がない場合は、勤務先に参集
保育士・幼稚園教諭 (避難所配置職員を除く)		保育士・幼稚園教諭は、勤務先が津波浸水想定区域の内外に関わらず本庁舎に参集
保健師		医療救護所担当職員は直接担当救護所に参集

対 象 職 員	参集先	備 考
『津波』の指定避難所（ただし、アイシン機工（株）、吉良カントリークラブを含む）を担当する避難所配置職員	指定緊急避難場所	直接担当する指定避難所（指定緊急避難場所）に参集
『津波』の指定避難所（ただし、アイシン機工（株）、吉良カントリークラブを含む）以外を担当する避難所配置職員	勤務先 （本庁舎）	勤務先に参集 （保育士・幼稚園教諭は本庁舎に参集） ※津波・大津波警報の発表がない場合、 『地震』の指定緊急避難場所を担当する避難所配置職員は、担当する指定緊急避難場所に参集
一色・吉良分署職員	消防本部	勤務先が津波浸水想定区域であるため、消防本部に参集 ※津波警報・大津波警報の発表がない場合は、勤務先に参集
上記以外の職員	勤務先	

※参集の対象となる職員は、会計年度任用職員、育休等を除く全職員とする。

イ 職員の参集予測（勤務時間外発災時の参集予測）

愛知県庁業務継続計画を参考とし、次の条件で参集状況を予測した。

参 集 率 の 想 定 条 件

	参 集 手 段	参集率の想定
発災～３日目	徒歩 （時速３km／h）	参集場所から実距離２０km圏内に居住する職員の７０％が順次参集する。
４日目～６日目	交通機関等を使用	４日目からは交通機関が復旧し、職員全体の７０％が参集し、以後、順次参集する。
７日目～１か月		職員全体の９８％が参集する（約２％の職員は本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定）。

※職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考としている。兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約４８％であり、発災から４日目までの平均は７６％であった。

西尾市職員想定参集人数及び参集率

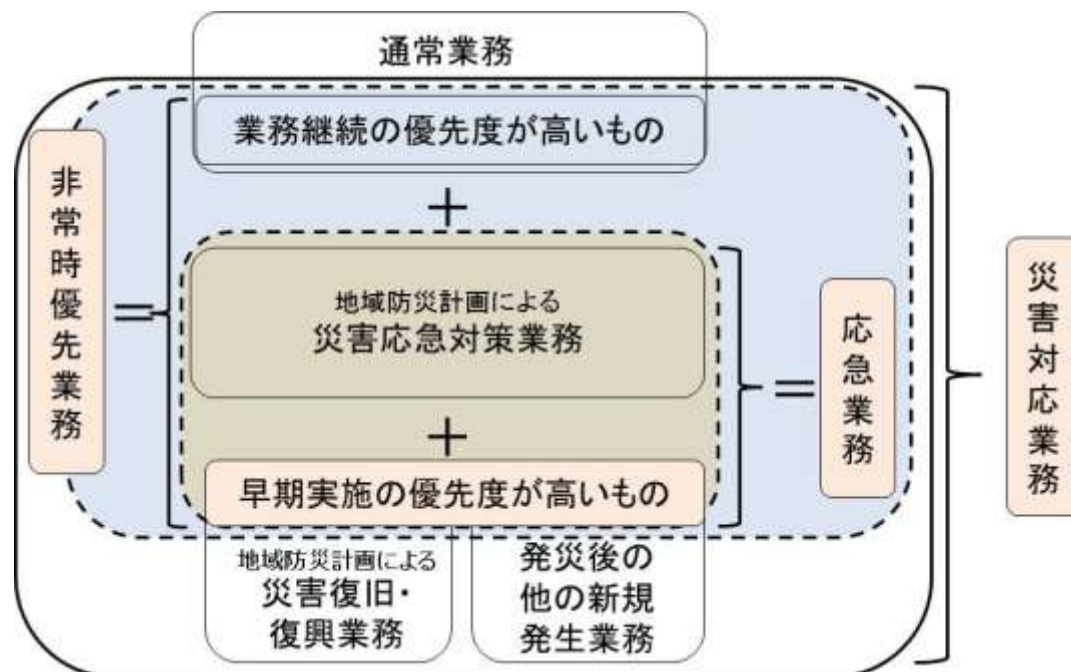
	発災～ 1時間 (※2km)	～3時間 (※8km)	～6時間 (※17km)	～12時間	～24時間	～3日	4日～6日	7日～ 1か月
想定参集人数(避難所等配置職員を含む)	243	847	1,160	1,179	1,179	1,179	1,204	1,686
参集率(%)	14.1	49.2	67.4	68.5	68.5	68.5	70.0	98.0
想定参集人数(避難所等配置職員を除く)	157	731	1,038	1,057	1,057	1,057	1,082	1,516
参集率(%)	9.1	42.5	60.3	61.4	61.4	61.4	62.9	88.1

※発災後の対応に20分程度かかることを想定した、参集場所への距離の目安
全職員1,720人(令和5年4月1日現在)

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務のことをいう。



2 非常時優先業務の実施方針

発災直後は職員のマンパワーや燃料等の資源が不足する状況の中、実施すべき災害対応業務量は膨大となる。

また、災害対応業務の市民ニーズも、時間の経過とともに変化していく。このため、時系列ごとの優先度に応じた、実施する業務の選択と、これに応じたマンパワーや燃料等の資源の集中が必要である。そのため、次の優先順位のもと、災害応急対策を進めるものとする。

(1) 人命の確保

発災直後は全ての災害対応業務を一斉に開始するのではなく、救命救急活動や応急救護所、避難所の開設等の人命の確保を最優先に実施し、全力を投入する。

(2) ライフラインの確保

消防署・市民病院といった、市民の救命・救助に直結する施設や上水道の浄水場・下水道の処理場及びポンプ場等の機能停止は、市民生活に重大な影響を及ぼす危険性があり、市民生活に直結するライフラインであることから、その機能維持、あるいは早期復旧を優先的に実施する。

また、被災後、市民が生活の再開に向けて、速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や保育所等の環境整備も重要である。このように復旧に向けた市民の活動と密接な

関係のある施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、早期再開を進める。

(3) その他非常時優先業務の実施

非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であり、人命及びライフラインの確保をしつつ順次相談窓口の設置や、罹災証明の発行等の応急業務を実施していく必要がある。

災害発生直後においては、災害対応業務に注力するため通常業務を必要最小限に絞り込み、その後は災害対応業務の状況を踏まえつつ、優先度の高い業務から再開を進め、順次、平常の業務体制への回復を図る。

なお、業務継続の優先度が高い通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

窓口業務については、基本的に発災1週間後の再開を目処とするが、緊急性・重要性の高い業務は1週間以内の再開を目指す。また、災害対応業務のマンパワー確保の観点から、停止による市民生活や社会活動等への影響が少ない業務は、可能な限り再開を遅らせる。

一方、道路・河川・住宅等の被害の対応を行う建設部においては、災害復旧を最優先に行うため、業務の停止による影響の少ない通常業務については、可能な限り再開を遅らせる。

なお、停止または抑制する通常業務については、様々な情報手段を通じて、速やかに市民や事業者等に対して周知を図る。

3 災害応急対策における経過時間別目標

発災後に実施すべき各応急対策は、前項の「非常時優先業務の実施方針」に基づき、経過時間別目標を次のとおりとする。

項目		時間	初動段階	応急段階		復旧段階
			発災～24時間	24時間～3日	3日～1週間	1週間～1か月
1	災害対策本部の組織・運営		○災害対策本部の設置 ○本部員会議の実施 ○記者会見の実施			
2	通信の確保		○情報通信の疎通状況確認 ○臨時電話の仮設 ○データの保護及びシステム等の復旧（優先度の高いシステム）		○データの保護及びシステム等の復旧（その他のシステム）	

時間 項目		初動段階	応急段階		復旧段階
		発災～24時間	24時間～3日	3日～1週間	1週間～1か月
3	被害情報の収集	○人的被害・ライフライン被害等 ●	○河川・海岸・漁港等		○農林水産関係 →
4	災害情報の伝達	○地震（余震）情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供 ●		→	
5	応援の受入れ	○自衛隊、DMAT、緊急消防援助隊派遣要請 ○受入れ体制の確保 ○協定団体への要請 ●	○県への要請		○応援職員等の受入れ →
6	広報活動	○住民への広報（被害情報・避難所・物資・ライフライン等） ●	○住民への広報（道路・交通に関する情報等）	○生活関連情報	→
7	救助・救出活動	○消防活動の実施 ○救護所の開設 ○遺体の処理 ○医薬品の確保 ●	○埋火葬 ○後方医療機関の確保	→	
8	避難所等、被災者の生活対策	○避難所の安全確認 ○避難所の開設 ○避難者の受入れ ●	○臨時保育の実施 ○被災者の健康管理 ○避難所仮設トイレの汲み取り	→	
9	特別な配慮が必要な人への対策	○避難行動要支援者の情報提供 ○外国人災害情報センターの開設 ●	○福祉避難所の開設	→	
10	物資等の輸送、供給対策	○物資集積拠点の設置 ○給水の実施 ●	○救援物資の受領・配分	→	

時間 項目		初動段階	応急段階		復旧段階
		発災～24時間	24時間～3日	3日～1週間	1週間～1か月
11	ボランティアとの協働活動	○ボランティア支援本部の開設	○ボランティア地区支援センターの開設 ○被災者のニーズ把握		
12	公共インフラ被害の応急処置等	○土木資材の調達 ○建設業者への情報伝達 ○インフラ被害・危険箇所等の点検 ○障害物の除去 ○道路の通行禁止・制限			○船舶、渡船施設の復旧 ○危険箇所の応急復旧
13	建物・宅地の応急危険度判定	○被災建築物応急危険度判定の実施			
14	被害認定調査、罹災証明の発行	○被災宅地危険度判定の実施	○被害認定調査の実施 ○罹災証明書の発行 ○市税の納期限延長及び減免措置の検討		
15	仮設住宅	○応急仮設住宅建設用地の選定	○応急仮設住宅必要戸数の算出	○応急仮設住宅の入居希望調査	
16	生活再建支援			○義援金の受付 ○災害相談窓口の設置	○被災者生活再建支援 ○災害援護資金等の貸付 ○災害見舞金・災害弔慰金の支給 ○各種手当の支給
17	廃棄物処理	○災害廃棄物対策室の設置		○がれき仮置き場の確保	○災害廃棄物処理実行計画の策定

※対応終了時期は被害状況によって異なる。

4 非常時優先業務の選定及び優先基準

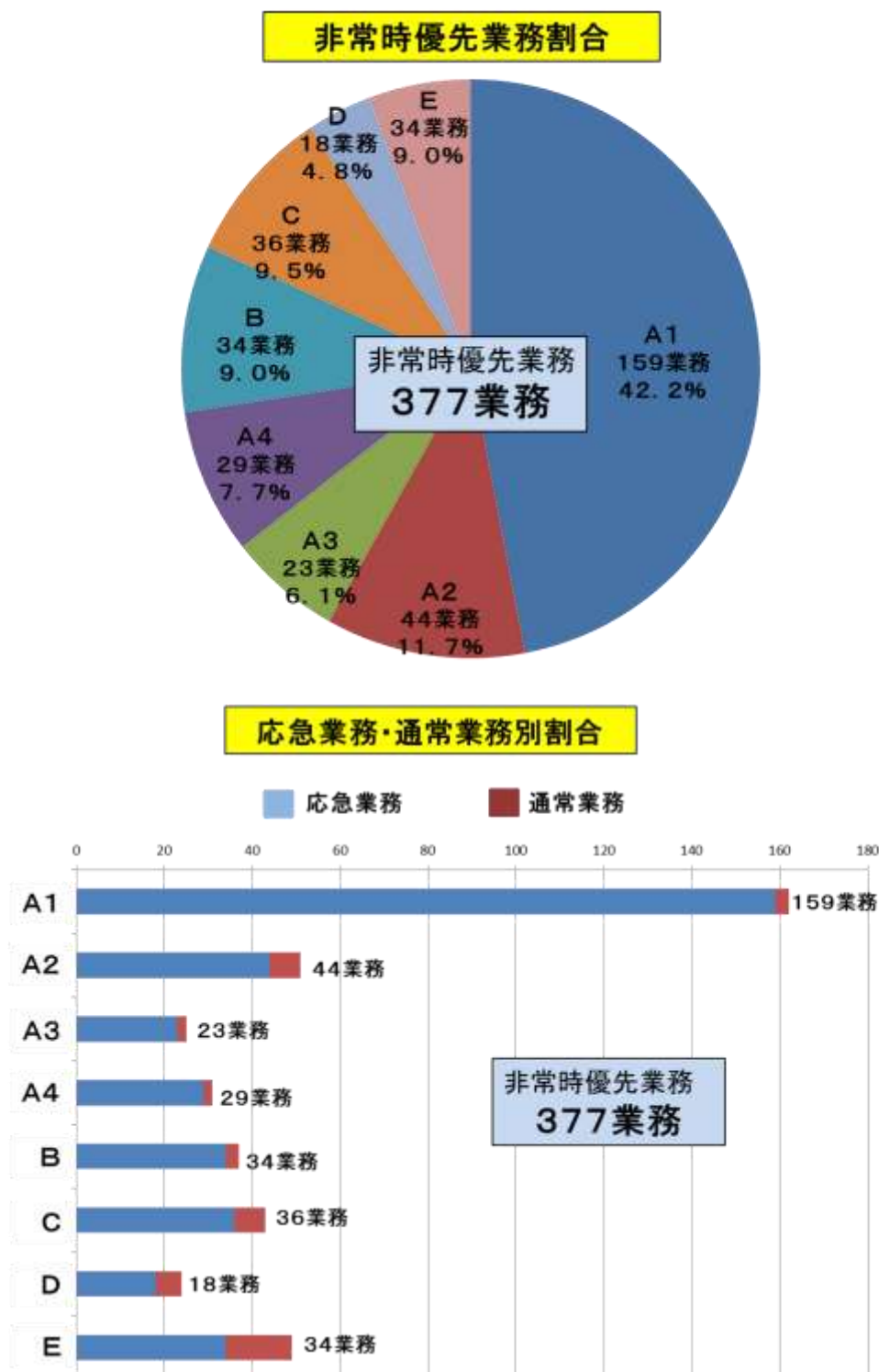
各優先度の選定基準は下表のとおり。

優先度		選 定 基 準	
A	A 1	発災後 3 時間以内に	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
	A 2	発災後 6 時間以内に	
	A 3	発災後 1 2 時間以内に	
	A 4	発災後 2 4 時間以内に	
B		遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	
C		遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
D		発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
E		発災後 2 週間を超え 1 か月以内程度に発生する主に復旧・復興業務や優先度の高い通常業務	

5 非常時優先業務

「2 非常時優先業務の実施方針」及び「3 災害応急対策における経過時間別目標」をもとに、それぞれの課が地域防災計画に記載のある応急復旧業務と、発災以後も中断することのできない通常業務を抽出するとともに、「4 非常時優先業務の選定及び優先基準」に基づき、業務の効果を果たすために着手すべき時間別の優先順位を選定した。その結果、非常時優先業務は別紙のとおりであり、業務の合計は377業務であった。

なお、非常時優先業務の割合及び着手目標時間別の応急復旧業務と通常業務の割合は、次のとおりである。



第4章 非常時優先業務実施のための体制

1 職員の勤務体制に対する考え方

(1) 災害への備え

地震による負傷の多くは、家屋の倒壊、家具の転倒・落下が原因であり、市職員として、発災後直ちに出勤できる態勢をとっておくことが重要である。自宅の耐震診断を積極的に行い、耐震改修が必要となった場合は、耐震改修を実施するとともに、家具を固定する、寝室に家具を置かない等、地震に対する万全の備えを実施しておくものとする。

また、食料及び飲料水は、市で参集対象職員の1日分を備蓄していることから、PUSH H型支援到着までの残り2日分を各自の備蓄で補い、災害時に持ちよるものとする。

(2) 健康管理

B C Pの発動直後は、限られた職員での長時間の勤務が予想され、健康が損なわれる可能性があることから、災害対策本部と適宜調整を図り、勤務を交代させる等の配慮が必要である。また、睡眠、休憩及び食事の時間が不規則にならないよう留意するとともに、職員が休憩・仮眠をとれるような睡眠場所、毛布等の必要物資を事前に確保しておくものとする。

なお、過去の大規模災害の例を踏まえ、職員が相互に心身の健康のチェックを行うものとする。また、家族等との連絡や被災状況についても配慮するものとする。

(3) 応援体制について

ア 各班が非常時優先業務を実施するのに必要な人員が確保できない場合は、対策部内での応援職員の配置を行うことを基本とするが、対策部内で人員を確保できない場合は、人事班と調整し、人員を確保するものとする。

イ 災害対策本部は、被災規模や状況から非常時優先業務実施に必要な人員を取りまとめ、対策部内で対応できないと判断した場合は、全庁横断的に人員確保・配置調整を実施するものとする。

ウ 非常時優先業務のうち、資格又は業務経験が必要な業務については、当該対策班の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援を考慮する。

エ 非常時優先業務のうち長期間に及ぶ業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できるよう検討する。

オ 他自治体からの職員応援や協定に基づく支援等を受け入れて業務を行うこともあり得るため、あらかじめ受入時の対応を明確にするとともに、応援を受ける業務所管課は災害対応マニュアル等に反映させるものとする。

2 職員の参集体制

(1) 配備体制（勤務時間外又は閉庁時）

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生の情報を知った時は、直ちに指定参集場所に集合する。

ただし、自身及び家族が、負傷し治療が必要な場合等、参集が困難な場合は、所属する対策班に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。

(2) 参集方法

職員の参集に当たっては、通常の通勤方法又は通勤手段によるものとするが、これによりがたい場合は、短時間かつ安全な方法により参集する。

参集に当たっては、参集途中の被害状況を観察しながら移動し、配置後、所属する対策班に被害状況を報告する。各対策班は体制の立ち上げ作業と同時に、参集した職員から集まった市内の情報を災害対策本部に報告する。

3 安否確認と参集可能職員の把握

B C Pを迅速かつ的確に実施するためには、参集可能職員の把握が不可欠である。西尾市職員緊急通報システム等を活用し、速やかに参集可能な職員を把握するものとする。また、参集した職員が安心して職務に専念できるよう家族の安否確認を行う時間を設けるよう配慮する。

第5章 非常時優先業務執行のための環境

1 庁内各種情報システムの維持、復旧

発災時、本庁舎内は、構造上の被害が発生しない予測がされており、停電した場合も無停電電源装置及び非常用発電機からの電力の供給が可能とされている。したがって、本庁舎の各サーバー及び情報システムは、停電時においても利用可能であり、大きな障害は発生しないと予測している。

しかしながら、発災時には一部で壁や柱、ガラスの破壊やLANケーブルの断線等が考えられることから、コンピュータ機器及びネットワーク機器被害確認及び再開業務を行う職員は、ネットワークの管理、復旧に係る災害応急対策業務の割り振りなどの確認を行う。特に重要性の高いシステム類を多く取り扱う課は、非常時優先業務を継続的に実施できるよう、対応を強化する。

2 通信手段の確保と情報収集・発信

(1) 高度情報通信ネットワーク（愛知県防災行政無線）

防災関係機関との通信は、高度情報通信ネットワークを使用し、無線又は衛星を利用した映像を含む情報の送受信に努める。

高度情報通信ネットワーク（愛知県防災行政無線）無線電話番号（出典：「愛知県地域防災計画付属資料」）

機関名 (呼出名称)		内線電話	無線専用電話
愛知県	愛知県庁 (防災愛知県庁)	代表 無線発信番号－６００－１００ 災害対策課 内線 無線発信番号－６００－内線	災害対策課 (FAX) 無線発信番号－６００－１５１０
	西三河県民事務所 (防災西三河)	代表 無線発信番号－６０５－５ 防災保安課 内線 無線発信番号－６０５－内線 (2266～2269)	防災保安課 (PHS) 無線発信番号－６０５－１４０５ (FAX) 無線発信番号－６０５－１１５０ (FAX) 無線発信番号－６０５－１１５１
	西尾保健所 (防災西尾保健)	総務企画課	(PHS) 無線発信番号－８１１３－３１ (PHS) 無線発信番号－８１１３－３２ (FAX) 無線発信番号－８１１３－１１
	西三河農林水産事務所 幡豆農地整備出張所 (防災幡豆農林)	建設課 内線 無線発信番号－６１２－２－１１	(PHS) 無線発信番号－６１２－１１０１ (PHS) 無線発信番号－６１２－１１０２ (PHS) 無線発信番号－６１２－１１０３ (PHS) 無線発信番号－６１２－１１０４ (FAX) 無線発信番号－６１２－１１５０
	西三河建設事務所 西尾支所 (防災西尾支所)	管理課 維持・防災グループ 内線 無線発信番号－６１２－２－内線 (211・213)	管理課 維持・防災グループ (PHS) 無線発信番号－６１２－１１１０ (FAX) 無線発信番号－６１２－１１６０
	防災航空隊		(PHS) 無線発信番号－８２００－３１ (FAX) 無線発信番号－８２００－１１
名古屋地方気象台			(PHS) 無線発信番号－８２１０－３１ (PHS) 無線発信番号－８２１０－３２ (FAX) 無線発信番号－８２１０－１１
第四管区海上保安本部			(PHS) 無線発信番号－８２２０－３１ (PHS) 無線発信番号－８２２０－３２ (FAX) 無線発信番号－８２２０－１１

機関名 (呼出名称)		内線電話	無線専用電話
西尾市	西尾市役所 (防災西尾市)	代表 無線発信番号－７１３－２－９ 危機管理課 内線 無線発信番号－７１３－２－内線	(PHS) 無線発信番号－７１３－１４００ 無線発信番号－７１３－１４０１ 無線発信番号－７１３－１４０２ 無線発信番号－７１３－１４０３ 無線発信番号－７１３－１４０４ 無線発信番号－７１３－１４０５ (FAX) 無線発信番号－７１３－１１５０
	西尾市消防本部 (防災西尾消防)	通信指令室	(PHS) 無線発信番号－８３１１－３１ (FAX) 無線発信番号－８３１１－１１

無線発信番号

西尾市役所（西尾市消防本部）
内線電話からかける場合 ７８（発信不可）
無線専用電話（PHS）からかける場合 ８（８）
FAX で送信する場合 ８（不要）

参考：衛星発信特番

西尾市役所
内線電話からかける場合 ７９
無線専用電話（PHS）からかける場合 ９

(2) 防災行政無線（移動系）・衛星携帯電話

防災行政無線及び衛星携帯電話を保有している機関や支所、避難場所等とは、同機器を使用して地域の円滑な情報の送受信、防災拠点間との通信手段を確保するものとする。

一方で防災行政無線、衛星携帯電話は、回線所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用の可否を確認し、災害対策本部に報告する。使用可能な回線の本数が不足した場合、充足するまでの間は災害対策本部の指示のもと、共同利用する。

防災行政無線（移動系）

施設名	呼出番号	施設名	呼出番号
西尾市役所 統制台（危機管理課）	１００	西尾小学校	２０１
一色支所	２５６	花ノ木小学校	２０２
吉良支所	２６４	八ツ面小学校	２０３
幡豆支所	２７３	鶴城小学校	２０４
西尾市消防本部消防署	２２９	西野町小学校	２０５
消防署一色分署	２６０	米津小学校	２０６
消防署吉良分署	２６６	中畑小学校	２０７
消防署幡豆分署	２７４	平坂小学校	２０８
西尾市民病院	２３３	矢田小学校	２０９
総合福祉センター	２２６	寺津小学校	２１０
保健センター	２３２	福地南部小学校	２１１
吉良保健センター	２６５	福地北部小学校	２１２
西尾図書館	４７７	室場小学校	２１３
吉良図書館	２６７	三和小学校	２１４
幡豆図書館	２７５	一色西部小学校	２４５
一色町公民館	２４９	一色中部小学校	２４６

施設名	呼出番号	施設名	呼出番号
幡豆公民館	2 7 1	一色南部小学校	2 4 7
中央ふれあいセンター	4 0 7	一色東部小学校	2 4 8
西野町ふれあいセンター	5 0 3	白浜小学校	2 5 0
横須賀ふれあいセンター	4 9 9	吉田小学校	2 5 1
佐久島総合開発センター	2 5 8	荻原小学校	2 5 2
勤労会館	4 8 9	横須賀小学校	2 5 3
文化会館	2 2 5	津平小学校	2 5 4
総合体育館	2 2 4	東幡豆小学校	2 6 8
中央体育館	2 4 3	幡豆小学校	2 6 9
環境事業所	2 3 0	西尾中学校	2 1 5
クリーンセンター	2 5 7	鶴城中学校	2 1 6
浄化センター	4 0 6	平坂中学校	2 1 7
西尾警察署	2 2 8	寺津中学校	2 1 8
西三河建設事務所 西尾支所	2 3 5	福地中学校	2 1 9
西尾保健所	2 3 6	東部中学校	2 2 0
中部電力(株)西尾営業所	2 3 7	一色中学校	2 6 1
名古屋鉄道(株)西尾駅	2 3 8	吉良中学校	2 5 5
N T T西尾寄住ビル	2 4 0	幡豆中学校	2 7 0
西尾市医師会	2 4 1	伊文保育園	2 2 3
(株)キャッチネットワーク	2 4 4	西尾幼稚園	4 9 5
西尾病院	4 0 8	花ノ木保育園	4 9 6
山尾病院	2 7 2	福地北部保育園	4 9 7
高須病院	2 6 2	白ばら園	4 7 4
大沢観音堂	2 7 6	一色西部保育園	4 8 8
コンベンションホール	4 8 1	横須賀保育園	4 9 8
吉良温泉観光組合 組合長	5 0 1	津平保育園	5 0 0
吉良カントリークラブ	5 0 2	見影保育園	4 8 0
愛知中央青果	2 2 7	鶴城丘高等学校	2 2 1
カリツー西尾東	4 0 5	西尾高等学校	2 2 2
小松運輸	5 0 5	西尾東高等学校	2 3 4
デンソーロジテム西尾	5 0 6	一色高等学校	2 5 9
デンソー善明製作所	4 6 3	吉良高等学校	2 6 3
デンソー西尾製作所	4 6 2	看護専門学校	2 3 1
アイシン機工	5 0 4	西尾特別支援学校	4 9 1

衛星携帯電話

設置箇所	台数	電話番号
本庁舎 2階 防災通信室	1	080-2659-6354
一色支所 3階 災害対策室	1	080-2659-6357
きら市民交流センター 2階 災害時会議室	1	080-2659-6356
幡豆支所 1階 災害対策室	1	080-2659-6355
佐久島開発総合センター	1	080-2659-6353
市民病院 2階 事務室	2	080-2659-9106 080-2659-9107
西尾警察署	1	080-2601-0277
消防本部	2	080-1581-7585 8-816-2343-0602

(3) 情報収集

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報や市内の被害状況の収集のため、災害対策本部を中心として参集職員からの聞き取りや市公用車等による情報収集を行う。また、震度等の情報収集は、国、県、気象庁などの情報を最大限利用するものとし、愛知県高度情報通信ネットワークを始めとする防災関連システムを活用する。

(4) 情報発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、市民の安全の確保や避難行動への誘導などの面で極めて重要である。そのため、情報発信には、防災行政無線、J-ALERT、ケーブルテレビ、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（Facebook、X（旧Twitter）、西尾市LINE公式アカウント）、防災アプリ、登録制メール、消防車両や広報車による放送、自主防災組織及び町内会長を通じた電話連絡等あらゆる手段を用いて多角的に情報発信を行う。

3 資機材等の確保

発災時に非常時優先業務を継続する上で、資機材や用品等が確保されていることは重要であり、普段から必要な資機材や用品とその保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努める。また、定期的な棚卸し等により備蓄状況を把握しておくものとする。

なお、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確認しておくものとする。

4 電力・燃料の確保

発災時の拠点となる本庁舎及び消防本部は、地震等により停電した場合に備え、非常用発電機を整備している。このため電力が復旧するまでの間も応急活動に支障が生じることなく電力供給が可能である。また、非常用発電から電力を供給する赤色コンセントが設置されている。各課においては事前に設置位置を確認しておくものとする。

これまでの災害の事例から3日以内に外部電力が復旧するものと想定する。しかし、本

計画では想定外も考慮する必要があることから、ＢＣＰ発動中は必要な機器、設備に限定して使用する。

また、協定締結先の業者から、迅速な燃料提供がされるよう、連絡をとれる体制を構築するとともに、燃料の運搬経路を確保できるよう情報の収集に努める。

5 受援体制の整備

災害時は、想定していた業務の範囲や量を超えて、新たに生じる業務への対応が必要となる場合が考えられる。そのような場合、西尾市だけで対応するには限界がある。そのため、速やかに応援要請を行い、他自治体からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する必要がある。西尾市として受援に係る体制を位置づけ、応援対象となる業務を整理した受援計画を策定・運用する。

第6章 今後の取り組み

1 研修・訓練の実施

B C Pの定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築することが重要であり、本計画を実のあるものにしていくためには、研修・訓練等を通じて職員個人の能力を向上させ、最終的には市役所全体として組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

研修・訓練内容は、防災力強化研修、参集訓練、安否確認訓練及び停電時の業務立ち上げ訓練などの各種訓練を単独又は総合防災訓練と組み合わせて実施するものとする。また、防災力強化研修の内容としては、実際の発災を想定し、B C Pの前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務の選定や休止する業務の選定等、蓋然性の高い想定を付与する。

なお、B C Pの適切な運用を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に庁舎設備等の強化や業務マニュアルの整備等を進めていく。

2 計画の見直し

B C Pは、一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を実施するとともに、訓練結果の検証と課題・教訓を整理していくことが重要である。これらの課題・教訓を改善し見直すことで、B C Pの実効性を高めていく必要があり、次のP D C Aサイクルを中心として実用的な計画となるよう改善を図っていく。

